

兵庫県公報

平成26年10月17日 金曜日 第 2638 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	3

告 示

兵庫県告示第903号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成26年10月6日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成26年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	竹原地区	平成26年10月17日から 同年11月6日まで	たつの市役所



兵庫県告示第904号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所
多可郡多可町加美区多田字宮前449の12の1、449の12の2、449の13、449の14、449の15の1、449の15の2、454の5、字上野539の2、539の3の1、539の4、539の5の1、539の5の2、539の6、539の15の1、539の15の2、544、572
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上野539の3の1・539の4・539の5の1・539の6・539の15の1・539の15の2・544・572（以上

8筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第905号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 処分をした年月日

平成26年10月1日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号 又 は 名 称 東建設

主たる営業所の所在地 尼崎市東園田町2-204

代 表 者 の 氏 名 東 和 子

許 可 番 号 兵庫県知事許可(般-23)第213713号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し

(土木工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可)

4 処分の原因となった事実

東建設の代表者は、平成26年7月8日に大阪簡易裁判所において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反により罰金50万円の略式命令を受け、同年7月23日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。



兵庫県告示第906号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(道路3次元データ計測)

2 作業期間

平成26年10月14日から平成27年3月31日まで

3 作業地域

尼崎市全域



兵庫県告示第907号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦

覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成26年10月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社イクティス
 代表者の氏名 溝 江 多佳子
 住所 大分県別府市汐見町6番25号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称) ヴィーナスギャラリー白浜店
 所在地 姫路市白浜町宇佐崎中3丁目8
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 縦覧期間 平成26年10月17日から同月30日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 平成26年10月17日から同月30日まで
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第908号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成26年10月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26中播位置 0007号	26. 10. 3	宍粟市山崎町鹿沢字松原町202番の一部	4. 30 4. 50	30. 13 4. 86